

改正 平成26年10月21日規則第56号

平成27年8月11日規則第59号

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第85号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(入所した者及び職員の健康診断)

第3条 児童福祉施設の長は、条例第16条第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第4条 条例第17条に規定する規則で定める給付金は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第十二条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（平成23年厚生労働省告示第374号）に規定する給付金とする。

2 条例第17条に規定する規則で定める金銭の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 入所中の児童に係る当該金銭及びこれに準じるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区別すること。
- (2) 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- (4) 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。

(乳児院の設備の基準)

第5条 条例第26条第2号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 寝室の面積は、乳幼児1人につき2.47平方メートル以上であること。
- (2) 観察室の面積は、乳児1人につき1.65平方メートル以上であること。

第6条 条例第27条第2号の規則で定める基準は、乳幼児の養育のための専用の室の面積が、1室につき9.91平方メートル以上とし、乳幼児1人につき2.47平方メートル以上であることとする。

(乳児院の職員の基準)

第7条 条例第28条第5項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 看護師の数は、乳児及び満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上（これらの合計数が7人未満であるときは、7人以上）であること。
- (2) 看護師は、保育士又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもってこれに代えることができること。ただし、乳幼児10人の乳児院には2人以上、乳幼児が10人を超える場合は、おおむね10人増すごとに1人以上看護師を置くこと。
- (3) 前号に規定する保育士のほか、乳幼児20人以下を入所させる施設には、保育士を1人以上置くこと。

第8条 条例第29条第2項に規定する規則で定める基準は、看護師の数が、7人以上であることとする。

る。ただし、当該看護師の数は、その1人を除き、保育士又は児童指導員をもってこれに代えることができる。

(乳児院の長の資格等)

第9条 条例第30条第1項第4号の規則で定める期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第12条の3第2項第4号に規定する児童福祉司(以下「児童福祉司」という。)となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業(国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間
- (2) 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
- (3) 社会福祉施設の職員として勤務した期間(第1号又は前号に掲げる期間に該当する期間を除く。)

(母子生活支援施設の設備の基準)

第10条 条例第36条第4号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 母子室は、これに調理設備、浴室及び便所を設けるものとし、1世帯につき1室以上とすること。
- (2) 母子室の面積は、30平方メートル以上であること。

(母子生活支援施設の職員の基準)

第11条 条例第37条第4項に規定する規則で定める基準は、母子生活支援施設の少年を指導する職員の数が、母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては、2人以上であることとする。

(母子生活支援施設の長の資格等)

第12条 条例第38条第1項第4号に規定する規則で定める期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業(国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間
- (2) 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
- (3) 社会福祉施設の職員として勤務した期間(第1号又は前号に掲げる期間に該当する期間を除く。)

(保育所に準ずる設備の基準)

第13条 条例第43条第2項に規定する規則で定める基準は、母子生活支援施設に保育所に準じる設備を設ける場合の保育士の数が、乳幼児おおむね30人につき1人以上であることとする。ただし、当該保育士の数は、1人を下回ることはできない。

(保育所の設備の基準)

第14条 条例第45条第4号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 保育室及び遊戯室の面積は満2歳以上の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (2) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)には、保育に必要な用具を備えること。
- (3) 保育室等を2階以上に設ける場合であつては、ア、イ及びカに、3階以上に設ける場合にあつては、イからクまでに該当することとする。

ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連

		絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。) <ol style="list-style-type: none"> <li>2 待避上有効なバルコニー</li> <li>3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</li> <li>4 屋外階段</li> </ol>
3階	常用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</li> <li>2 屋外階段</li> </ol>
	避難用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。）</li> <li>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</li> <li>3 屋外階段</li> </ol>
4階以上	常用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</li> <li>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</li> </ol>
	避難用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他の有効に排煙することができる認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。）</li> <li>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</li> <li>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</li> </ol>

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下エにおいて同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

一部改正〔平成26年規則56号〕

（保育所の設備の基準の特例）

第15条 条例第46条の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
- (4) 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(保育所の職員の基準)

第16条 条例第47条第2項に規定する規則で定める基準は、保育所の保育士の数が、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上であることとする。ただし、当該保育士の数は、保育所1につき2人を下回ることとはできない。

一部改正〔平成26年規則56号〕

(児童厚生施設の職員の基準)

第17条 条例第54条第2項第6号の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (2) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
- (3) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (4) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

一部改正〔平成26年規則56号〕

(児童養護施設の設備の基準)

第18条 条例第57条第4号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童の居室の1室の定員は、これを4人以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は、これを6人以下とし、その面積は、1人につき3.3平方メートル以上とする。
- (2) 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする。
- (3) 便所は、男子用と女子用とを別にする。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

(児童養護施設の職員の基準)

第19条 条例第58条第6項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上、少年おおむね5.5人につき1人以上とすること。ただし、児童45人以下を入所させる施設にあっては、更に1人以上を加えるものとする。
- (2) 看護師の数は、乳児おおむね1.6人につき1人以上とすること。ただし、1人を下回ることとはできない。

(児童養護施設の長の資格等)

第20条 条例第59条第1項第4号の規則で定める期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業(国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間

- (2) 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
- (3) 社会福祉施設の職員として勤務した期間（第1号又は前号に掲げる期間に該当する期間を除く。）

（福祉型障害児入所施設の設備の基準）

第21条 条例第67条第7号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童の居室の1室の定員は、これを4人以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は、これを6人以下とし、その面積は、1人につき3.3平方メートル以上とする。
- (2) 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする。
- (3) 便所は、男子用と女子用とを別にする。

（児童発達支援管理責任者の要件）

第22条 条例第68条第1項に規定する障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として規則で定めるものは、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号）に規定する者とする。

（福祉型障害児入所施設の職員の基準）

第23条 条例第68条第11項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を4.3で除して得た数以上とする。ただし、児童30人以下を入所させる施設にあつては、更に1以上を加えるものとする。
- (2) 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数については、前号の規定を準用する。
- (3) 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の看護師の数は、児童おおむね20人につき1人以上とする。
- (4) 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、乳幼児おおむね4人につき1人以上、少年おおむね5人につき1人以上とする。ただし、児童35人以下を入所させる施設にあつては、更に1人以上を加えるものとする。
- (5) 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を3.5で除して得た数以上とする。

（医療型障害児入所施設の職員の基準）

第24条 条例第77条第6項に規定する規則で定める職員の員数の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を6.7で除して得た数以上であること。
- (2) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて乳幼児おおむね10人につき1人以上、少年おおむね20人につき1人以上であること。

（福祉型児童発達支援センターの設備の基準）

第25条 条例第81条第5号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指導訓練室1室の定員はおおむね10人であつて、その面積を児童1人につき2.47平方メートル以上とすること。
- (2) 遊戯室の面積は、児童1人につき1.65平方メートル以上とすること。

（福祉型児童発達支援センターの職員の基準）

第26条 条例第82条第7項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。）の児童指導員、保育士及び機能訓練担当職員の総数は、通じておおむね児童の数を4で除した数以上であること。
- (2) 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴覚士及び機能訓練担当職員の総数は、通じておおむね児童の数を4で除した数以上であること。ただし、言語聴覚士の数は、4人以上でなければならない。
- (3) 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、看護師及び機能訓練担当職員の総数は、通じておおむね児童の数を4で除した数以上であること。

ただし、機能訓練担当職員の数は、1人以上でなければならない。

(情緒障害児短期治療施設の設備の基準)

第27条 条例第91条第2号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童の居室の1室の定員は、これを4人以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル以上とすること。
- (2) 男子と女子の居室は、これを別にすること。
- (3) 便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

(情緒障害児短期治療施設の職員の基準)

第28条 条例第92条第5項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 心理療法担当職員の数は、おおむね児童10人につき1人以上とする。
- (2) 児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童4.5人につき1人以上とする。

(情緒障害児短期治療施設の長の資格等)

第29条 条例第93条第1項第4号の規則で定める期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間
- (2) 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
- (3) 社会福祉施設の職員として勤務した期間（第1号又は前号に掲げる期間に該当する期間を除く。）

(児童自立支援施設の設備の基準)

第30条 条例第99条第2項において準用する条例第57条第4号の規則で定める基準は、第18条各号に掲げるものとする。

(児童自立支援施設の職員の基準)

第31条 条例第100条第6項に規定する規則で定める基準は、児童自立支援施設の児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数が、通じておおむね児童4.5人につき1人以上であることとする。

(児童自立支援施設の長の資格等)

第32条 条例第101条第1項第4号の規則で定める期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業に従事した期間
- (2) 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉に関する事業に従事した期間
- (3) 社会福祉施設の職員として勤務した期間（第1号又は前号に掲げる期間に該当する期間を除く。）

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成9年法律第74号）附則第5条第1項の規定により母子生活支援施設、児童養護施設又は児童自立支援施設とみなされる施設に係る第10条、第18条第1号（第29条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第10条中「30平方メートル」とあるのは「おおむね1人につき2.47平方メートル」と、第18条第1号中「4人以下とし、その面積は1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は6人以下とし、面積は1人につき3.3平方メートル以上とする。」とあるのは「15人以下とし、面積は1人につき2.47平方メートル以上とすること。」とする。

一部改正〔平成26年規則56号〕

- 3 平成10年4月1日において、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第15号）附則第3条の適用を受け看護師に代えることとされた者であつて、この規則の施行の日の前日まで引き続いて当該乳児院に看護師に代えて勤務するものについては、第7条第1号及び第8条に規定する看護師に代えることができる。

一部改正〔平成26年規則56号〕

- 4 乳児4人以上を入所させる保育所に係る第16条に規定する基準の適用については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

一部改正〔平成26年規則56号〕

- 5 平成23年6月17日前から存する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設又は児童自立支援施設（同日において建築中のものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築されたものを除く。）に係る第5条及び第6条、第10条又は第18条第1号（第29条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第5条及び第6条中「乳幼児1人につき2.47平方メートル」とあるのは「乳児1人につき1.65平方メートル」と、第10条第1号中「これに調理設備、浴室及び便所を設けるものとし、1世帯につき1室以上」とあるのは、「1世帯につき1室以上」と、同条第2号中「30平方メートル」とあるのは「おおむね1人につき3.3平方メートル」と、第18条第1号中「4人以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は、これを6人以下とし、その面積は、1人につき3.3平方メートル以上とする」とあるのは「15人以下とし、その面積は、1人につき3.3平方メートル以上とすること」とする。

一部改正〔平成26年規則56号〕

- 6 平成23年6月17日前から存していた障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）第5条による改正前の児童福祉法第42条に規定する知的障害児施設であって、整備法附則第34条第1項の規定により整備法第5条による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第35条第3項又は第4項に基づき新児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設として設置しているものとみなされたもの（平成23年6月17日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、第21条第1号の規定を適用する場合においては、同号中「4人」とあるのは「15人」と、「4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は、これを6人以下とし、その面積は、1人につき3.3平方メートル以上とする」とあるのは「3.3平方メートル以上とすること」とする。

一部改正〔平成26年規則56号〕

附 則（平成26年10月21日規則第56号）

この規則は、沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成26年沖縄県条例第51号）の施行の日から施行する。

附 則（平成27年8月11日規則第59号）

この規則は、公布の日から施行する。